平成 30 年 9 月 28 日

平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 調査研究課題個票

調査研究課題10	児童相談所、警察、検察による協同面接等の実態調査による効果検証に関する調 査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」(平成 27 年 10 月 28 日付け雇児総発 1028 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)に基づき、子どもの心理的負担の一層の軽減及び子どもから聞き取る話の内容の信用性確保のため、児童相談所、警察及び検察が連携を強化して被害を受けた子どもへの協同面接等を行うよう助言しているところである。また、協同面接等の実施状況については、平成 30 年 4 月より 3 省庁間で統一して把握すべき項目を整理し、情報を共有して把握するとしたところである。協同面接等については、平成 27 年 10 月の取組開始以降、厚生労働省が把握している中では、未だ取組の実施事例がない都道府県があるため、各児童相談所において子どもの心理的負担の軽減に向けた取組が進むよう、全国的な実施に向けた課題整理等を行う必要があるとともに、3機関間(児童相談所、警察、検察)においても情報共有がなされるよう、現場においての課題や連携方法について検討、検証する必要がある。
想定される事業の手法・内容	子どもの心理的負担を軽減するための協同面接等の実施について、全国の児童相談所等へアンケート調査等を行うことで各自治体での取り組みを明らかにし、3機関間における連携体制等の好事例を収集するとともに、全国的な実施に向けた課題整理等を行う。必要に応じてヒアリング調査も実施すること。また、調査結果の数値や実施方法のみにとどまらず、面接前の準備や意識共有等子どもの負担が少なく司法の要請にも応えうる面接について、自治体での好事例を紹介しつつ面接内容の充実の実現に向けた工程を提案する。なお、調査研究等を進めるにあたっては、児童相談所等現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査方法・調査項目や分析に対する助言を求めること。また、検討委員会の人選も含め、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。
求める成果物	上記実態調査の結果と分析、好事例の紹介。 協同面接等の実施に向けた課題への対応と連携方法等の取りまとめ。 なお、実態調査で得られた集計結果や分析に用いたデータについては、電子媒 体(ワード、エクセル等)も併せて提出すること。
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官(内線4863) 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係(内線4864)